



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*53 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)

*54 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (")

○ 告示

*516 職員の駐在に関する告示 (平成15年和歌山県告示第443号) の一部改正 (人事課)

○ 訓令

*31 和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令 (人事課)

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則 (平成10年和歌山県規則第35号) の一部を次のように改正する。

第1項中「第34条第11号から第26号まで」を「第34条第11号から第20号まで、第22号から第27号まで及び第36号から第39号まで」に改め、第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第 54 号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和 63 年和歌山県規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

目次中「県民行政部の組織」を「総務部の組織(第 37 条-第 42 条)」を「削除」に、「農林水産振興部」を「産業振興部」に、「第 4 節 消防学校(第 80 条-第 82 条)」を「第 3 節の 2 県税事務所の組織(第 79 条の 2-第 79 条の 4 節 消防学校(第 80 条-第 82 条))」に、

「第 3 節の 2 県税事務所の組織(第 79 条の 2-第 79 条の 4 節 消防学校(第 80 条-第 82 条))」を「削除」に、

「第 8 節 鳥獣保護センター(第 89 条-第 92 条)」を「第 8 節 削除」に、
「第 9 節 環境衛生研究センター(第 93 条-第 96 条)」を「第 9 節 環境衛生研究センター(第 93 条-第 96 条)」の 2 鳥獣保護

センター(第 93 条-第 96 条)に、「保健所(第 110 条-第 116 条)」を「削除」に、「第 20 節 有功ヶ丘学園(第 130 条-第 132 条)」を「第 19 節の 2 保健所(第 110 条-第 116 条)」に、

「第 19 節の 2 保健所(第 110 条-第 116 条)」を「削除」に、「第 20 節 有功ヶ丘学園(第 130 条-第 132 条)」を「第 20 節 保

精神保健福祉センター(第 129 条の 2・第 129 条の 3)に、「精神保健福祉センター(第 130 条-第 132 条の 4)」を「削除」に、

「子ども保健福祉相談センター」を「難病・子ども保健相談支援センター」に、「第 30 節 農林水産総合技術センター(第 160 条-第 180 条)」を

「第 30 節 農林水産総合技術センター(第 160 条-第 180 条)」を「第 30 節の 2 農業大学校(第 180 条の 2-第 180 条の 3 就農支援センター(第 180 条の 5-第 30 節の 4 ふるさと定住センター(第 180 条の

第 180 条)に、「農業大学校(第 186 条-第 188 条)」「就農支援センター(第 189 条-第 191 条)」「ふるさと定住センター(第 192 条-第 194 条)」を「削除」に、

「近畿自動車道紀南高速事務所(第 195 条-第 198 条)」を「削除」に、

に改める。

第 6 条の表を次のように改める。

部	局	課室	班
総務部	総務管理局	総務学事課	総務・大学法人班 文書法制班 文教班 情報公開班
		行政経営改革室	
		人事課	給与班 人事班 人材育成班
		財政課	調整班 企画班 予算第一班 予算第二班
		税務課	企画納税班 管理班 課税指導班
		市町村課	振興班 行政班 財政班 税政班

		管財課	管理班 庁舎営繕班 財産班	
		総務事務集中課	総務事務班 物品班	
		危機管理局	危機管理室	
		総合防災課	防災企画班 防災対策班 防災センター整備班	
企画部	計画局	消防保安課	消防班 産業保安班	
		企画総務課	総務班 計画班 調査調整班	
		地域振興課	振興計画班 土地利用・水資源班 地籍調査班 世界遺産・健康村推進班	
		総合交通政策課	鉄道・調整班 企画調査班	
	人権局	統計課	調整班 企画分析班 人口労働班 商工班 農林消費班	
		人権政策課	企画班 調整班	
	IT推進局	人権施策推進課	推進班	
		情報政策課	行政情報化班 電子県庁班 地域情報化班	
	環境生活部	環境政策局	情報システム課	ネットワーク班 システム班
			環境生活総務課	総務企画班 温暖化対策推進班 環境計画班
循環型社会推進課			リサイクル推進班 地域環境推進班	
廃棄物対策課			不法投棄対策班 産業廃棄物班	
食の安全局		環境管理課	大気環境班 水質保全班 化学物質対策班	
		食品安全企画課	企画安全班 水道班	
共生推進局		生活衛生課	衛生指導班 食品衛生班	
		県民生活課	消費生活班 生活安全班	
		NPO協働推進課	協働推進班 活動支援班	
		青少年課	活動支援班 健全育成班	
福祉保健部		福祉保健政策局	男女共生社会推進課	企画調整班
			福祉保健総務課	総務企画班 社会福祉班 援護班 保護班
			子ども未来課	子育て環境班 家庭福祉班 母子保健班
			長寿社会推進課	長寿社会班 振興班 サービス指導班 介護保険班
	健康局	障害福祉課	計画調整班 在宅福祉班 施設福祉班 こころの健康推進班	
		医務課	計画調整班 医事班 地域医療班 看護班	
		健康づくり推進課	健康づくり支援班 国保班	
		健康対策課	難病対策班 感染症対策班	
		薬務課	薬事血液班 指導班	
		商工労働部	商工政策局	商工労働総務課
商工振興課	商業振興班 工業振興班			
企業立地局	産業支援課	企画調整班 新事業支援班 金融班		
	企業立地課	立地プロジェクト班 情報産業立地班		
	公営企業課	財務企画班 事業管理班		
観光・ブランド推進局	観光振興課	企画調整班 振興班		
	観光交流課	交流推進班 新観光推進班		
	ブランド推進課	総合調整班 企画開発班 マーケティング事業班		
労働政策局	労働企画課	労働福祉班 調査指導班		
	雇用推進課	能力開発班 就業支援班		
農林水産部	農林水産政策局	農林水産総務課	総務班 企画班 農地利用班 工事検査班	
		新ふるさと推進課	交流企画班 担い手育成班 農地活用班	
	農村計画課	管理指導班 事業計画班 国営調整班		
	農地整備課	技術管理班 整備班 水利防災班		
	農業生	果樹園芸課	普及指導班 果樹班 野菜花き班 食育・流通班	

	産 局	畜産課	振興班 経営班 衛生班
		経営支援課	金融班 組合指導班 構造改善班
	緑の雇 用推進 局	林業振興課	調整班 計画普及班 経営班 木材振興班
		森林整備課	管理指導班 治山班 森林づくり班 森林保全班
		定住促進課	振興班 就業促進班 山村整備班
	水産局	水産振興課	企画振興班 漁場整備班 経営指導班 合併支援班
資源管理課		漁業調整班 漁業取締班	
県土整 備部	県土整 備政策 局	県土整備総務課	総務班 政策企画班 経理班 防災班
		技術調査課	企画調査班 建設業班 積算検査班 公共事業改革班
		事業進行課	進行管理班 用地班 収用調整班
	道路局	道路政策課	政策班 調整班 計画班
		道路保全課	管理班 保全班 交通安全指導班
		道路建設課	国道班 県道街路班 施設班 農林道班
	河川・下 水道局	河川課	河川企画班 調整班 治水班 管理班
		砂防課	管理班 計画班 保全班
		生活排水課	企画管理班 施設班
		下水道課	公共下水道班 流域下水道班
	都市住 宅局	都市政策課	都市計画班 調整班 指導審査班 開発審査班
		住宅環境課	企画指導班 管理班 まちづくり推進班 公園緑地環境班
		公共建築課	指導班 営繕班 電気設備班 機械設備班
	港湾空 港振興 局	振興課	利用促進班 企画班
		管理整備課	管理班 港湾整備班 海岸防災班
		漁港課	管理班 計画整備班

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

人事課	職員厚生室	福利厚生班
果樹園芸課	エコ農業推進室	資源活用班 農業環境班
道路政策課	高速道路推進室	高速推進班

第 7 条第 2 項の表を次のように改める。

企画総務課	コスモパーク加太対策室
企画総務課	科学技術振興室
環境生活総務課	自然環境室
長寿社会推進課	介護予防推進室
公共建築課	企画保全室

第 7 条第 3 項の表中「本宮町」を「田辺市」に改める。

第 8 条第 4 項の表中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

第 9 条第 2 項の表中「社会福祉局」を「保健福祉政策局」に、「農業政策局」を「農林水産政策局」改める。

第 15 条総務学事課の項第 13 号及び第 14 号を次のように改める。

(13) 公立大学法人和歌山県立医科大学に関する事。

(14) 和歌山県公立大学法人評価委員会に関する事。

第 15 条総務学事課の項の次に次の 1 項を加える。

行政経営改革室

- (1) 行政改革の推進に関する事。
- (2) 行政組織に関する事。
- (3) 行政事務の合理化及び能率向上に関する事。
- (4) 出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する事。

第 15 条人事課の項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 20 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条市町村課の項第 19 号を削り、同条管財課の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 振興局の統轄に関すること。

第 15 条総合防災課の項を削り、同条危機管理室の項の次に次の 1 項を加える。

総合防災課

(1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の施行に関すること。

(2) 和歌山県防災会議に関すること。

(3) 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の施行に関すること。

(4) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）の施行に関すること。

(5) 防災センター整備に関すること。

第 16 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第 17 条企画総務課の項第 4 号を次のように改める。

(4) 科学技術の振興に関すること（他の課室の所掌に関するものを除く。）。

第 17 条企画総務課の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を削り、同条地域振興課の項に次の 1 号を加える。

(13) 健康村構想の推進に関すること。

第 19 条環境管理課の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）の施行に関すること。

第 19 条県民生活課の項第 19 号中「安心して安全な」を「安全で安心な」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 19 条の 2 自然環境室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第 1 号に掲げる事務のうち自然環境の保全に関する施策の企画調整及び情報収集に関すること並びに同項第 15 号から第 25 号までに掲げる事務を所掌する。

第 20 条福祉保健総務課の項第 19 号及び第 20 号を削り、同条子育て推進課の項中「子育て推進課」を「子ども未来課」に改め、同項中第 15 号を削り、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を削り、第 10 号を第 12 号とし、第 9 号を第 11 号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の施行に関すること。

(10) 母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）の施行に関すること。

第 20 条長寿社会推進課の項に次の 2 号を加える。

(10) 介護予防の推進に関すること。

(11) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 38 第 1 項に規定する地域支援事業に係る市町村への助言等に関すること。

第 20 条障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課

(1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の施行に関すること。

(2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の施行に関すること。

(3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の施行に関すること。

(4) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の施行に関すること。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の施行に関すること。

(6) 児童福祉法の施行に関すること（身体障害児、知的障害児及び重症心身障害児の福祉並びに育成医療に関するものに限る。）。

(7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の施行に関すること。

(8) 社会福祉法の施行に関すること（障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。）。

- (9) 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）の施行に関する事。
- (10) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 45 年和歌山県条例第 10 号）の施行に関する事。
- (11) 和歌山県福祉のまちづくり条例（平成 8 年和歌山県条例第 41 号）の施行に関する事（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 障害者福祉及び障害児福祉に関する事。
- (13) 重度心身障害者及び重度心身障害児の医療費の助成に関する事。
- (14) 和歌山県障害者施策推進協議会、和歌山県精神保健福祉審議会、和歌山県精神医療審査会及び和歌山県障害者介護給付費等不服審査会に関する事。
- (15) 和歌山県子ども・障害者相談センターに関する事。
- (16) 和歌山県精神保健福祉センターに関する事
- (17) 県が設置する障害者支援施設等に関する事。
- (18) 社会福祉法人和歌山県福祉事業団に関する事。

第 20 条 医務課の項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 保健師の業務に関する事。
- 第 20 条 医務課の項第 24 号を次のように改める。

- (24) 保健所の統括及び運営に関する事。
- 第 20 条 医務課の項の次に次のように加える。

健康づくり推進課

- (1) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の施行に関する事。
- (2) 健康増進法の施行に関する事（食品安全企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 生活習慣病予防対策事業に関する事。
- (4) 県民の健康づくり推進事業に関する事。
- (5) 歯科保健に関する事。
- (6) 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の施行に関する事（健康づくりに関することに限る。）。
- (7) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の施行に関する事。
- (8) 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の施行に関する事。
- (9) 和歌山県国民健康保険審査会に関する事。
- (10) 和歌山県国民健康保険団体連合会の指導監督に関する事（介護保険法の施行に関するものを除く。）。
- (11) 和歌山県国民健康保険診療報酬審査委員の委嘱等に関する事。

第 20 条 健康対策課の項を次のように改める。

健康対策課

- (1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の施行に関する事。
- (2) 結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）の施行に関する事。
- (3) らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号）及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）の施行に関する事。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の施行に関する事。
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）の施行に関する事。
- (6) 臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の施行に関する事。
- (7) 特定疾患に関する事。
- (8) 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関する事。
- (9) 財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会に関する事。
- (10) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターに関する事。

第 20 条 薬務課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同項第 9 号中「安全対策」を「適正使用及び安全対策」に改め、同号を同項第 8 号と

し、同項中第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を削り、第 12 号を第 10 号とし、第 13 号から第 17 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 20 条の次に次の 1 条を加える。

第 20 条の 2 介護予防推進室においては、長寿社会推進課の所掌事務のうち、前条長寿社会推進課の項第 1 号、第 7 号（介護予防に関する事務に限る。）、第 10 号及び第 11 号に掲げる事務を所掌する。

第 21 条商工労働総務課の項第 13 号から第 20 号までを削り、同条商工振興課の項中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条商工振興課の項の次に次の 1 項を加える。

企業立地課

- (1) 企業誘致に関すること。
- (2) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）の施行に関すること。
- (3) 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 57 年和歌山県条例第 7 号）及び和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年和歌山県条例第 8 号）の施行に関すること。
- (4) 電源立地特別交付金に関すること。
- (5) 企業立地促進対策に係る助成及び資金貸付けに関すること。
- (6) 工業団地造成利子補給金に関すること。
- (7) 租税特別措置に係る事業用資産の買換特例を適用する工場適地の確定の申請及び証明に関すること。
- (8) 企業誘致対策本部に関すること。

第 21 条産業支援課の項第 9 号を次のように改める。

- (9) 工業技術の振興に関すること。

第 21 条マーケティング企画課の項及びマーケティング推進課の項を削り、同条観光交流課の項の次に次の 1 項を加える。

ブランド推進課

- (1) 消費者情報、市場情報の収集、分析及び管理並びに生産者への情報提供に関すること。
- (2) 県産品の販路開拓及び拡大に関すること。
- (3) 県産品のマーケティング支援に係る企画立案並びに情報の収集及び発信に関すること。
- (4) ソフトアンテナショップの企画、運営に関すること。
- (5) 「わかやま喜集館」物産部門の運営に関すること。
- (6) 「ふるさと和歌山わいわい市場」等通信販売の支援に関すること。
- (7) 民間アンテナショップに関すること。
- (8) 海外への販路開拓に関すること。

第 22 条を次のように改める。

第 22 条 削除

第 23 条農林水産総務課の項第 2 号を次のように改める。

- (2) 食育の推進に関する施策の総合的な計画に関すること。

第 23 条農林水産総務課の項中第 5 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 5 号とし、第 10 号を削り、第 11 号を第 6 号とし、第 12 号から第 21 号までを 5 号ずつ繰り上げ、同項の次に次の 1 項を加える。

新ふるさと推進課

- (1) 新ふるさと創りに関する総合企画及び調整に関すること。
- (2) わかやま田舎暮らし支援に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) ふるさと定住センターに関すること。
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の施行に関すること。
- (5) 農業の担い手育成及び支援に関すること。
- (6) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）の施行に関すること。
- (7) 和歌山県農業大学校及び和歌山県就農支援センターに関すること。

- (8) 財団法人和歌山県農業公社に関すること。
- (9) 農地保有合理化に関すること。
- (10) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）及び市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）の施行に関すること。
- (11) 遊休農地対策に関すること。

第 23 条経営支援課の項を削り、同条果樹園芸課の項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を削り、第 10 号中「水田農業確立対策」を「水田農業構造改革対策」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 11 号から第 15 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 12 号の次に次の 3 号を加える。

- (13) 地産地消（地域で生産されたものを地域で消費することをいう。以下同じ。）並びに農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等に関すること。
- (14) 種苗法（昭和 22 年法律第 115 号）の施行に関すること。
- (15) 農業改良普及に関すること。

第 23 条果樹園芸課の項中第 27 号を第 29 号とし、第 16 号から第 26 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 2 号を加える。

- (16) 農業改良助成法（昭和 23 年法律第 165 号）の施行に関すること。
- (17) 農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）の施行に関すること。

第 23 条畜産課の項の次に次の 1 項を加える。

経営支援課

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の施行に関すること。
- (2) 農業改良資金助成法（昭和 31 年法律第 102 号）の施行に関すること。
- (3) 農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）の施行に関すること。
- (4) 農業金融に関すること。
- (5) 農林漁業金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）の施行に関すること。
- (6) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の施行に関すること。
- (7) 農業協同組合合併助成法（昭和 36 年法律第 48 号）の施行に関すること。
- (8) 農業倉庫業法（大正 6 年法律第 15 号）の施行に関すること。
- (9) 農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関すること。
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）の施行に関すること（農業協同組合等の共同利用施設に関するものに限る。）。
- (11) 和歌山県農業共済保険審査会に関すること。
- (12) 経営構造対策に関すること。
- (13) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

第 23 条就農促進課の項及び新ふるさと推進課の項を削る。

第 23 条林業振興課の項中第 16 号を第 22 号とし、第 15 号の次に次の 5 号を加える。

- (16) 緑の雇用事業に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (17) 緑の雇用事業の基本方針の策定に関すること。
- (18) 緑の雇用事業の推進のための関係機関等との調整に関すること。
- (19) 緑の雇用事業を恒久対策とするための取組に関すること。
- (20) 紀の国森づくり基金に関すること。
- (21) 木質バイオマスエネルギー等の利用促進に関すること。

第 23 条森林整備課の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 18 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 19 号中「社団法人和歌山県林業公社」を「社団法人わかやま森林と緑の公社」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項中第 20 号を第 18 号とし、第 21 号を第 19 号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (20) 企業の森に関すること。

第 23 条定住促進課の項中第 15 号を第 18 号とし、第 11 号から第 14 号までを

3 号ずつ繰り下げ、第 10 号を削り、第 9 号の次に次の 4 号を加える。

(10) 緑の雇用事業の事業実施に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

(11) 緑の雇用事業の実施計画及び事業の進行管理に関すること。

(12) 緑の雇用事業による雇用促進のための関係機関等との連携に関すること。

(13) 緑の雇用事業関連の新規就業希望者からの問い合わせに関すること。

第 24 条中「第 16 号から第 27 号」を「第 18 号から第 29 号」に改める。

第 25 条道路政策課の項第 8 号を削る。

第 26 条第 1 項中「第 8 号」を「第 7 号」に改める。

第 30 条の表那賀振興局の項位置の欄中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改め、同項所管区域の欄中「那賀郡」を「紀の川市 岩出市」に改める。

第 31 条第 2 項を次のように改める。

2 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項のうち近畿自動車道紀勢線に関するものに係る所管区域は、次のとおりである。

振興局の名称	県土整備に関する事項のうち近畿自動車道紀勢線に関するものに係る所管区域
海草振興局	海南市 有田郡のうち有田川町
西牟婁振興局	御坊市 田辺市 有田郡のうち湯浅町、広川町及び有田川町 日高郡のうち印南町、みなべ町及び日高川町 西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びすさみ町

第 31 条第 3 項中「漁港」を「近畿自動車道紀勢線の建設」に改め、同項の表中「中辺路町、大塔村、上富田町及び日置川町」を「及び上富田町」に改める。

第 32 条を次のように改める。

(部等の設置)

第 32 条 振興局（東牟婁振興局を除く。）に次の室及び部を置く。

総務室

健康福祉部

産業振興部

建設部

2 東牟婁振興局に次の室及び部を置く。

総務室

健康福祉部

産業振興部

申本建設部

新宮建設部

3 申本建設部においては西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び申本町を所管し、新宮建設部においては新宮市及び東牟婁郡（古座川町及び申本町を除く。）を所管する。

第 3 章第 1 節第 2 款の款名中「県民行政部」を「総務室」に改める。

第 33 条を次のように改める。

(グループの設置)

第 33 条 総務室に、別表第 2 に掲げるグループを置く。

第 34 条の見出し及び同条第 1 項中「総務課」を「総務室」に改め、同項第 4 号中「局内」を「局内及び県税事務所（紀南県税事務所新宮出張所を含む。）」に改め、同項第 5 号中「(医科大学の職員を除く。)」を削り、同項第 9 号中「部」を「室」に改め、同項中第 27 号を削り、第 26 号を第 27 号とし、第 21 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 安全・安心まちづくりに関すること。

第 34 条第 1 項中第 28 号を削り、第 29 号を第 28 号とし、第 30 号を第 29 号

とし、同項第 3 2 号中「部内他課及び」を削り、同号を同項第 4 1 号とし、同項第 3 1 号中「部内及び」を削り、同号を同項第 4 0 号とし、同号の前に次の 1 0 号を加える。

- (30)地域づくり等地域の振興に関する事。
- (31)防災対策に関する事。
- (32)消防に関する事。
- (33)火薬類取締りに関する事。
- (34)高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する事。
- (35)危機管理事務に関する事。
- (36)国民保護事務に関する事。
- (37)私立学校に関する事。
- (38)宗教法人に関する事。
- (39)国勢調査に関する事。

第 3 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局においては同項第 15 号に規定する事務を所掌しない。

第 3 5 条及び第 3 6 条を次のように改める。

第 3 5 条及び第 3 6 条 削除

第 3 章第 1 節第 3 款を次のように改める。

第 3 款 削除

第 3 7 条から第 4 2 条まで 削除

第 4 3 条第 1 項中「総務課」を「総務健康安全課」に、「生活福祉課」を「保健福祉課」に改め、「健康推進課」を削る。

第 4 4 条(見出しを含む。)中「総務課」を「総務健康安全課」に改め、同条第 1 0 号中「保健所総務課」を「保健所総務健康安全課」に改め、同条中第 1 9 号から第 2 1 号までを削り、第 2 2 号を第 1 9 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

- (20)保護金品の交付又は徴収に関する事。
- (21)生活保護法による保護の開始、変更、停止及び廃止の決定に関する事。
- (22)生活保護法による医療券及び介護券の発行に関する事。

第 4 5 条を次のように改める。

第 4 5 条 削除

第 4 6 条(見出しを含む。)中「健康推進課」を「保健福祉課」に改め、同条第 1 9 号中「保健所健康推進課」を「保健所保健福祉課」に改め、同号の次に次の 1 1 号を加える。

- (20)障害者自立支援法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (21)身体障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (22)知的障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (23)児童福祉法による児童居宅支援に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事(身体障害児及び知的障害児の福祉に関するものに限る。)
- (24)特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の認定及び支給等に関する事。
- (25)身体障害者福祉及び身体障害児福祉並びに知的障害者福祉及び知的障害児福祉に関する事。
- (26)障害者自立支援法における指定障害福祉サービス事業者の指導及び監査に関する事。
- (27)身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (28)心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (29)福祉のまちづくりに関する事(他の部が所掌するものを除く。)
- (30)社会福祉統計に関する事。

第47条を次のように改める。

(衛生環境課の所掌事務)

第47条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健所衛生環境課の所掌事務との一体的な施策の推進に関する事。
- (2) 自然公園に関する事。
- (3) 自然環境の保全に関する事。
- (4) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関する事。

第49条第2項中「、総務課、生活福祉課、健康推進課」を「、総務健康安全課、保健福祉課」に改める。

第3章第1節第5款の款名中「農林水産振興部」を「産業振興部」に改める。

第50条から第53条までを次のように改める。

(課の設置)

第50条 産業振興部(東牟婁振興局を除く。)に、次の課を置く。

産業総務課
農業振興課
林務課
農地課

2 東牟婁振興局産業振興部に、次の課を置く。

産業総務課
農業振興課
林務課

3 課に、別表第6に掲げるグループを置く。

(産業総務課の所掌事務)

第51条 産業総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 執務環境改善に関する事。
- (6) 部の予算の経理事務に関する事。
- (7) 物品の管理及び処分に関する事。
- (8) 入札及び契約に関する事。
- (9) 地域産業の振興及び育成に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 新ふるさと創りに関する事。
- (11) わかやま田舎暮らし支援に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (12) 商業及び鉱工業の指導及び育成に関する事。
- (13) 露店営業に関する事。
- (14) 中小企業融資制度に関する事。
- (15) 企業誘致に関する事。
- (16) 観光の振興及び観光資源の開発に関する事。
- (17) 旅行業及び国際観光ホテル整備に関する事。
- (18) 職業能力開発の促進に関する事。
- (19) 雇用促進に関する事。
- (20) 優良県産品の調査及び発掘並びにブランド化の推進に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (21) 食育の推進に関する施策の総合的な計画及び市町村との調整に関する事。
- (22) 地産地消の推進に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (23) 農林水産省所管の国有農地及び開拓財産に関する事。
- (24) 農地の移動及び転用の制度に関する事。
- (25) 農事調停に関する事。
- (26) 農林水産物及び施設の災害に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (27) 漁業協同組合及びその他の水産関係団体に関する事。

- (28)水産業関係制度金融に関すること。
 - (29)水産技術の改善普及及び経営指導に関すること。
 - (30)水産物の流通及び加工に関すること。
 - (31)水産業関係の環境保全に関すること。
 - (32)水産資源の保護及び漁業調整に関すること。
 - (33)沿岸漁業等の振興及び沿岸漁業整備開発に関すること。
 - (34)漁船に関すること。
 - (35)県が施行する工事の検査(知事が別に定めるものに限る。)に関すること。
 - (36)市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事(知事が別に定めるものに限る。)に関して行う現地調査に関すること。
 - (37)部内の連絡調整に関すること。
 - (38)他課の所管に属しないこと。
- 2 前項の規定に加え、海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局においては、熊野古道等に関する事務を所掌する。
- 3 第1項の規定に加え、伊都振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局においては、次に掲げる事務を所掌する。
- (1)商工会議所及び商工会に関すること。
 - (2)世界遺産の保存及び活用に関すること。
- (農業振興課の所掌事務)
- 第52条 農業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)農業振興地域の整備に関すること。
 - (2)特定農山村に関すること。
 - (3)農村地域工業導入促進に関すること。
 - (4)農業経営基盤強化に関すること。
 - (5)経営構造対策に関すること。
 - (6)農地保有合理化に関すること。
 - (7)中山間地域等直接支払制度に関すること。
 - (8)農業委員会に関すること。
 - (9)小作料の調整に関すること。
 - (10)農業及び畜産業関係生産物及び施設の災害に関すること。
 - (11)農業協同組合、農業共済組合及びその他の農業関係団体に関すること。
 - (12)農業関係制度金融に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
 - (13)農業機械化の促進に関すること。
 - (14)主要農作物及び園芸特用作物に関すること。
 - (15)主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。
 - (16)農畜水産物の卸売市場の指導並びに流通及び加工に関すること。
 - (17)農業及び畜産業関係の環境保全に関すること。
 - (18)植物防疫並びに土壌、農薬及び肥料対策に関すること。
 - (19)動物用医薬品に関すること。
 - (20)地産地消に関すること。
 - (21)農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等に関すること。
 - (22)農業改良助長法第12条第2項の事務に関すること。
 - (23)普及指導計画の策定に関すること。
 - (24)農業及び農山漁村生活技術の改良普及に関すること。
 - (25)青年等の就農促進に関すること。
 - (26)農業の担い手の確保及び育成に関すること。
 - (27)農業及び生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (28)中山間地等の農業及び農村の活性化並びに地域振興計画に関すること。
 - (29)農業及び農家経営指導に関すること。
 - (30)農山漁村男女共同参画の推進指導に関すること。
 - (31)農業及び農山漁村のグループの育成に関すること。
 - (32)農業及び農村地域リーダー育成に関すること。

- (33) 専門項目又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究に関すること。
- (34) 環境保全型農業の推進指導に関すること。
- (35) 農業法人化の育成指導に関すること。
- (36) 関係機関、団体等との相互連絡に関すること。

2 東牟婁振興局産業振興部農業振興課においては、前項の事務のほか、第 54 条の農地課の所掌事務及び小匠防災ため池に関する事務を所掌する。

第 53 条第 9 号を削り、同条中第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 24 号中「新ふるさと創り及び緑の雇用」を「緑の雇用」に改め、同号を同項第 23 号とし、同項中第 25 号を第 24 号とする。

第 54 条第 2 項を削る。

第 55 条第 1 項中「又は所」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	課又は所名
海草振興局建設部	総務課 事業調整課 管理課 用地課 道路整備課 工務課 街路公園課
那賀振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 農林道課
伊都振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 農林道課
有田振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 農林道課 河港課
日高振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路整備課 道路課 河港課
西牟婁振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 河港課
東牟婁振興局串本建設部	総務管理課 事業調整課 道路課 河港課
東牟婁振興局新宮建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 河港課

第 55 条の次に次の 1 条を加える。

(総務課の所掌事務)

第 55 条の 2 海草振興局建設部総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 部の予算の経理事務に関すること。
- (7) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関すること (事業調整課に属する事務を除く。) 。
- (8) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (9) 物品の管理及び処分に関すること。
- (10) 入札及び契約に関すること。
- (11) 建設業に関すること。
- (12) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関すること。
- (13) 地元負担金の徴収に関すること。
- (14) 県単独市町村補助事業の補助金の交付に関すること。

第 56 条を次のように改める。

(総務管理課の所掌事務)

第 56 条 総務管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 部の予算の経理事務に関すること。
- (7) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関すること (事業調整課に属する事務を除く。) 。

- (8) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
 - (9) 物品の管理及び処分に関すること。
 - (10) 入札及び契約に関すること。
 - (11) 建設業に関すること。
 - (12) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関すること。
 - (13) 地元負担金の徴収に関すること。
 - (14) 県単独市町村補助事業の補助金の交付に関すること。
 - (15) 公共土木施設の管理に関すること。
 - (16) 土地水面等の占用及び使用の許可に関すること。
 - (17) 水防に関すること。
 - (18) 国有財産の管理に関すること。
 - (19) 道路及び河川の愛護奨励に関すること。
 - (20) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関すること。
 - (21) 採石法に関すること (事業調整課の所掌に属するものを除く。)
 - (22) 砂利採取法に関すること (事業調整課の所掌に属するものを除く。)
 - (23) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の管理に関すること。
 - (24) 公有水面埋立に関すること。
 - (25) 部内の連絡調整に関すること。
 - (26) 他課の所管に属しないこと。
- 2 有田振興局建設部においては、前項に規定する事務のほか漁港施設 (公共用地に限る。) の管理に関する事務をつかさどる。
- 3 日高振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部においては、第1項に規定する事務のほか第60条第1項に規定する事務をつかさどる。
- 第57条の見出し及び同条第1項中「企画調査課」を「事業調整課」に改める。
- 第58条中「管理課」を「海草振興局建設部管理課」に改め、同条第1号中「(第33条の35第2項に規定する事務を除く。)」を削り、同条第8号及び第9号中「企画調査課」を「事業調整課」に改める。
- 第59条の次に次の1条を加える。
- (工務課の所掌事務)
- 第59条の2 工務課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関すること。
 - (2) 農業農村整備事業 (県営農道整備事業に限る。) に関すること。
 - (3) 土地改良財産 (県営農道施設に限る。) 等に関すること。
 - (4) 県営林道事業に関すること。
 - (5) ふるさと林道緊急整備事業に関すること。
 - (6) 河川、海岸、港湾、砂防工事等の設計、施行及び監督に関すること。
 - (7) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関すること。
 - (8) 海岸保全区域の指定の調査に関すること。
 - (9) 港湾の指定の調査に関すること。
 - (10) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関すること。
 - (11) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、伊都振興局建設部及び那賀振興局建設部においては、次に掲げる事務をつかさどる
- (1) 道路の維持及び補修工事等の設計、施行及び監督に関すること。
 - (2) 道路台帳整備に関すること。
 - (3) 道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関すること。
- 第64条から第66条までを次のように改める。
- (河港課の所掌事務)
- 第64条 河港課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 河川、海岸、港湾、砂防工事等の設計、施行及び監督に関すること。
 - (2) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関すること。

- (3) 海岸保全区域の指定の調査に関する事。
- (4) 港湾の指定の調査に関する事。
- (5) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関する事。
- (6) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関する事。
- (7) 漁港施設 (公共用地を含む。)、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関する事。
- (8) 土地水面等の使用許可及び土石、砂利等の払下げに関する事。
- (9) 県が施行する漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査、測量、設計及び施行に関する事。
- (10) 県が施行する漁港工事の検査 (知事が別に定めるものに限る。) に関する事。
- (11) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する漁港工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査 (知事が別に定めるものに限る。) に関する事。
- (12) 漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の執行に伴う関係法令等に基づく出願、申請、届出等に関する事。
- (13) 出願に係る漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査及び監督に関する事。

第 65 条及び第 66 条 削除

第 68 条及び第 69 条を次のように改める。

第 68 条 削除

(出張所等の設置)

第 69 条 振興局建設部の所掌事務を分掌させるため、振興局建設部に出張所等を置く。

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
海草振興局建設部	海南工事事務所	海南市
那賀振興局建設部	紀の川流域下水道事務所	岩出市
	京奈和高速事務所	岩出市
伊都振興局建設部	国道橋本建設事務所	橋本市
西牟婁振興局建設部	近畿自動車道紀南高速事務所	田辺市
有田振興局建設部	広川出張所	有田郡広川町
日高振興局建設部	切目川ダム建設事務所	印南町

- 3 海草振興局建設部海南工事事務所に総務管理課、用地課、高速用地課、工務課を置き、当該課に別表第 7 に掲げるグループを置く。
- 4 那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所に別表第 7 に掲げるグループを置く。
- 5 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所に別表第 7 に掲げるグループを置く。
- 6 日高振興局建設部切目川ダム建設事務所に別表第 7 に掲げるグループを置く。
- 7 西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地課を置く。

第 70 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

海草振興局建設部海南工事事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 海南市及び海草郡の区域における道路、河川、砂防等の工事及び用地取得に関する事。
 - (2) 近畿自動車道紀勢線 (海南市と有田川町の間に限る。) の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事。
 - (3) 近畿自動車道紀勢線 (海南市と有田川町の間に限る。) の建設に伴う用地取得事務に関する事。
 - (4) 近畿自動車道紀勢線 (海南市と有田川町の間に限る。) の建設に伴う残土処理事業に関する事。
- 2 那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所の所掌事務は、紀の川流域下水道の建設に伴う地元との調整及び工事に関する事とする。
- 第 70 条第 7 項を次のように改める。
- 7 西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

る。

- (1) 近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間を除く。）の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事。
- (2) 近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間を除く。）の建設に伴う用地取得事務に関する事。
- (3) 田辺西バイパスの建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事。
- (4) 田辺西バイパスの建設に伴う用地取得事務に関する事。
- (5) 近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間を除く。）の建設に伴う残土処理事業に関する事。

第 70 条第 8 項及び第 9 項を削る。

第 71 条第 2 項の表中「有田郡清水町」を「有田郡有田川町」に、「日高郡美山村」を「日高郡日高川町」に改める。

第 3 章第 3 節の次に次の 1 節を加える。

第 3 節の 2 県税事務所の組織

(名称、位置及び所管区域)

第 79 条の 2 和歌山県県税事務所設置条例(平成 17 年和歌山県条例第 128 号。以下「県税事務所設置条例」という。)に基づき設置された県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
和歌山県税事務所	和歌山市	和歌山市 海南市 海草郡
紀北県税事務所	岩出市	紀の川市 岩出市 橋本市 伊都郡
紀中県税事務所	有田郡湯浅町	有田市 御坊市 有田郡 日高郡
紀南県税事務所	田辺市	田辺市 新宮市 西牟婁郡 東牟婁郡

(和歌山県税事務所の課の設置)

第 79 条の 3 和歌山県税事務所に次の課を置く。

総務課

事業税課

自動車税・間税課

不動産取得税課

納税課

2 課に、別表第 8 に掲げるグループを置く。

(和歌山県税事務所総務課の所掌事務)

第 79 条の 4 和歌山県税事務所総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 執務環境改善に関する事。
- (6) 予算の経理事務に関する事。
- (7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (8) 物品の管理及び処分に関する事。
- (9) 歳入の管理及び決算に関する事。
- (10) 納税貯蓄組合に関する事。
- (11) 納税証明書の交付に関する事。
- (12) 他課の所管に属さない事。

(和歌山県税事務所事業税課の所掌事務)

第 79 条の 5 和歌山県税事務所事業税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民税及び事業税の賦課に関する事。
- (2) 和歌山県税規則(昭和 25 年和歌山県規則第 56 号)第 3 条の 2 第 1 項の規定により他の県税事務所の長から囑託を受けた法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務に関する事。

(和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務)

第 79 条の 6 和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税及び自動車取得税の賦課に関する事。
- (2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税の賦課徴収(滞納処分を除く。)に関する事。
- (3) 和歌山県税規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務に関する事。

(和歌山県勢事務所不動産取得税課の所掌事務)

第 79 条の 7 和歌山県税事務所不動産取得税課の所掌事務は、不動産取得税、鉾区税及び狩猟税の賦課に関する事とする。

(和歌山県税事務所納税課の所掌事務)

第 79 条の 8 和歌山県税事務所納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税(ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税を除く。)の徴収及び県税の滞納処分に関する事。
- (2) 県税の自主納税の推進に関する事。
- (3) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関する事。

(紀北県税事務所等の課の設置)

第 79 条の 9 紀北県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所(以下「紀北県税事務所等」という。)に次の課を置く。

納税課

課税課

2 課に、別表第 8 に掲げるグループを置く。

(紀北県税事務所等の納税課の所掌事務)

第 79 条の 10 紀北県税事務所等の納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 執務環境改善に関する事。
- (6) 予算の経理事務に関する事。
- (7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (8) 物品の管理及び処分に関する事。
- (9) 歳入の管理及び決算に関する事。
- (10) 納税貯蓄組合に関する事。
- (11) 紀北県税事務所にあつては伊都振興局総務室に、紀中県税事務所にあつては日高振興局総務室に、それぞれなされた県税に関する申請、申告、請求、届出、報告等の受理に関する事。
- (12) 納税証明書の交付に関する事。
- (13) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関する事。
- (14) 県税(ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税を除く。)の徴収及び県税の滞納処分に関する事。
- (15) 県税の自主納税の推進に関する事。
- (16) 他課の所管に属さない事。

(紀北県税事務所等の課税課の所掌事務)

第 79 条の 11 紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税(次号に掲げる県税を除く。)の賦課に関する事。
- (2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税の賦課徴収(滞納処分を除く。)に関する事。
- (3) 和歌山県税規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務に関する事。
- (4) 和歌山県税規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を

受けた軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務に関すること。

(出張所の設置)

第79条の12 新宮市及び東牟婁郡の所管区域において、紀南県税事務所の事務の執行の便宜を図るため、新宮市に紀南県税事務所新宮出張所を置く。

(出張所の所掌事務)

第79条の13 紀南県税事務所新宮出張所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 予算の経理事務に関すること。
- (7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (8) 物品の管理及び処分に関すること。
- (9) 県税(ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税を除く。)の徴収及び県税の滞納処分に関すること。
- (10) 県税に関する申請、申告、請求、届出、報告等の受理に関すること。
- (11) 納税証明書の交付に関すること。
- (12) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関すること。

第3章第6節から第8節までを次のように改める。

第6節 削除

第86条 削除

第7節 削除

第87条及び第88条 削除

第8節 削除

第89条から第92条まで 削除

第96条第1項の表中「疫学グループ」を削る。

第3章第9節の次に次の1節を加える。

第9節の2 鳥獣保護センター

(設置)

第96条の2 傷病鳥獣救護等鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣保護に関する調査等を行うため、鳥獣保護センターを置く。

(名称及び位置)

第96条の3 鳥獣保護センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県鳥獣保護センター	海草郡紀美野町

(所掌事務)

第96条の4 鳥獣保護センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病鳥獣の治療及び飼育に関すること。
- (2) 鳥獣保護に関する調査研究に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務に関すること。

(内部組織)

第96条の5 鳥獣保護センターに、次の課を置く。

業務課

第97条の表中「海草郡野上町」を「海草郡紀美野町」に改める。

第106条中「日高郡(龍神村及びみなべ町)」を「日高郡みなべ町」に改める。

第3章第14節を次のように改める。

第14節 削除

第110条から第116条まで 削除

第117条の表中「日高郡(龍神村及びみなべ町に限る。)」を「日高郡みなべ町」

に改める。

第 120 条の表中「那賀郡打田町」を「紀の川市」に改める。

第 127 条第 2 項中「、橋本市」を「、岩出市、紀の川市、橋本市」に改め、「龍神村及び」を削る。

第 128 条第 7 号から第 13 号までを次のように改める。

- (7) 市町村の身体障害者及び知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関する事。
- (8) 身体障害者及び知的障害者についての専門的な知識及び技術を必要とする相談並びに指導に関する事。
- (9) 身体障害者及び知的障害者についての医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導に関する事。
- (10) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関する事。
- (11) 肢体不自由者更生施設の入所又は通所に関する事。
- (12) 児童及びその保護者の精神保健上の診療に関する事。
- (13) その他子ども・障害者相談センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

第 128 条第 14 号及び第 15 号を削る。

第 129 条中「次の課」を「次の課室」に改める。

第 3 章第 19 節の次に次の 1 節を加える。

第 19 節の 2 精神保健福祉センター

(名称及び位置)

第 129 条の 2 和歌山県精神保健福祉センター設置条例(平成 17 年和歌山県条例第 72 号)に基づき設置された精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市

(所掌事務)

第 129 条の 3 精神保健福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する技術指導及び技術援助に関する事。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する教育研修、広報普及及び調査研究に関する事。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談のうち複雑又は困難なものに関する事。
- (4) 和歌山県精神医療審査会の運営に関する事。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項の申請に対する決定に関する事。
- (6) 障害者自立支援法第 52 条第 1 項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)の決定、変更及び取消し並びに医療受給者証の返還に関する事。
- (7) 市町村が行う介護給付費等の支給決定に関する技術的事項についての協力その他必要な援助等に関する事。

第 3 章第 20 節の節名を次のように改める。

第 20 節 保健所

第 130 条から第 132 条までを次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第 130 条 保健所設置条例(昭和 28 年和歌山県条例第 30 号)に基づき設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
岩出保健所	岩出市	紀の川市 岩出市
橋本保健所	橋本市	橋本市 伊都郡

海南保健所	海南市	海南市 海草郡
湯浅保健所	有田郡湯浅町	有田市 有田郡
御坊保健所	御坊市	御坊市 日高郡のうち美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町
田辺保健所	田辺市	田辺市 西牟婁郡 日高郡のうちみなべ町
新宮保健所	新宮市	新宮市 東牟婁郡

(内部組織)

第 1 3 1 条 保健所に、次の課を置く。

総務健康安全課

保健福祉課

衛生環境課

2 課に、別表第 8 に掲げるグループを置く。

(総務健康安全課の所掌事務)

第 1 3 2 条 総務健康安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 執務環境改善に関する事。
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (7) 物品の管理及び処分に関する事。
- (8) 福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関する事。
- (9) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- (10) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- (11) 医事に関する事。
- (12) 地域保健医療計画に関する事。
- (13) 地域医療に関する事。
- (14) 臓器の移植に関する事。
- (15) 医師、看護師等医療従事者の養成に関する事。
- (16) 結核、感染症、その他の疾病の予防に関する事。
- (17) 細菌学的検査及び臨床検査に関する事。
- (18) 薬事に関する事。
- (19) 毒物劇物に関する事。
- (20) 薬物乱用防止に関する事。
- (21) 所内の連絡調整に関する事。
- (22) 他課の所管に属しない事。

第 3 章第 2 0 節中第 1 3 2 条の次に次の 3 条を加える。

(保健福祉課の所掌事務)

第 1 3 2 条の 2 保健福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健及び老人保健に関する事。
- (2) 栄養の改善に関する事。
- (3) 健康づくりの推進に関する事。
- (4) 保健師に関する事。
- (5) 公共医療事業の向上及び増進に関する事。
- (6) 歯科保健に関する事。
- (7) 原爆被爆者対策に関する事。
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (9) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健及び福祉に関する事。

(衛生環境課の所掌事務)

第 1 3 2 条の 3 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生（と畜及び食鳥関係を含む。）及びその検査業務に関すること。
 - (2) 製菓衛生師に関すること。
 - (3) 和歌山県魚介類行商条例に関すること。
 - (4) 狂犬病予防並びに動物（産業動物及び野生鳥獣を除く。）の愛護及び管理に関すること。
 - (5) 化製場等に関すること。
 - (6) 水道、墓地、生活衛生営業及びその検査業務に関すること。
 - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
 - (8) 家庭用品に関すること。
 - (9) 衛生上の試験及び検査に関すること。
 - (10) 環境保全及び公害防止に関すること。
 - (11) 廃棄物及び浄化槽に関すること。
 - (12) リサイクルに関すること。
 - (13) 温泉法に関すること。
- （支所の設置）

第 1 3 2 条の 4 東牟婁郡のうち古座川町及び串本町の区域において、新宮保健所の事務の執行の便宜を図るため、東牟婁郡串本町に新宮保健所串本支所を置く。

2 新宮保健所串本支所に、総務健康安全課、保健福祉課及び衛生環境課を置き、当該課に別表第 9 に掲げるグループを置く。

第 1 3 3 条の表中「那賀郡那賀町」を「紀の川市」に改める。

第 1 3 7 条の表中「有田郡吉備町」を「有田郡有田川町」に改める。

第 1 3 8 条第 7 号及び第 1 3 9 条中「老人性痴呆疾患センター」を「老人性認知症疾患センター」に改める。

第 3 章第 2 4 節を次のように改める。

第 2 4 節 削除

第 1 4 1 条及び第 1 4 2 条 削除

第 3 章第 2 5 節を次のように改める。

第 2 5 節 難病・子ども保健相談支援センター

（名称及び位置）

第 1 4 3 条 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例（平成 18 年和歌山県条例第 3 4 号）に基づき設置された難病・子ども保健相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	和歌山市

（所掌事務）

第 1 4 4 条 難病・子ども保健相談支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 難病患者及び疾病により長期にわたり療養を要する児童の療養等についての相談及び指導に関すること。

(2) その他難病・子ども保健相談支援センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第 1 5 2 条第 1 項中「産業工芸部」を「工芸・デザイン部」に改め、「デザイン開発部」を削る。

第 1 6 1 条中「有田郡吉備町」を「有田郡有田川町」に改める。

第 1 6 4 条第 2 項の表中「那賀郡貴志川町」を「紀の川市」に、「有田郡吉備町」を「有田郡有田川町」に、「那賀郡粉河町」を「紀の川市」に、「日高郡中津村」を「日高郡日高川町」に改め、同表和歌山県農林水産総合技術センターの部水産試験場増養殖研究所の項を削る。

第 1 7 8 条第 1 号から第 5 号までを次のように改める。

(1) 漁海況及び漁場探査の調査及び研究に関すること。

(2) 水産資源の管理に係る調査及び研究に関すること。

- (3) 水産基盤整備（漁場環境、低次生産等）の試験及び研究に関すること。
- (4) 藻場の機能及び造成に係る試験及び研究に関すること。
- (5) 魚介藻類の養殖技術及び病虫害対策の試験及び研究に関すること。
- 第 178 条に次の 4 号を加える。
- (6) 魚介藻類の種苗生産、育種技術と放流技術の試験及び研究に関すること。
- (7) 内水面漁業の試験及び研究に関すること。
- (8) 水産物の加工、経営及び流通の情報提供に関すること。
- (9) 水産に関する試験及び研究の成果の公表及び普及指導に関すること。

第 179 条及び第 180 条を次のように改める。

（水産試験場の内部組織）

第 179 条 水産試験場に次の部を置く。

- 企画情報部
- 資源海洋部
- 漁場環境部
- 養殖栽培部

第 180 条 削除

第 3 章第 30 節の次に次の 3 節を加える。

第 30 節の 2 農業大学校

（名称及び位置）

第 180 条の 2 和歌山県農業大学校設置条例（昭和 57 年和歌山県条例第 30 号）に基づき設置された農業大学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県農業大学校	伊都郡かつらぎ町

（所掌事務）

第 180 条の 3 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農村青少年の農業の技術及び経営等の研修に関すること。
- (2) 農業者の総合的な生涯教育等の調査、研究及び研修に関すること。
- (3) 農業機械の運転及び使用の技術についての教育に関すること。
- (4) 農業に関する技術及び経営についての研究及び教育に関すること。

（内部組織）

第 180 条の 4 農業大学校に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

研修部	総務学生課 研修課
養成部	果樹課 野菜花き課

第 30 節の 3 就農支援センター

（設置）

第 180 条の 5 農業の担い手を育成し、就農を促進するため、就農支援センターを置く。

（名称及び位置）

第 180 条の 6 就農支援センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県就農支援センター	御坊市

（所掌事務）

第 180 条の 7 就農支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業情報の提供に関すること。

- (2) 就農相談に関する事。
- (3) 就農のための技術、経営等の研修に関する事。
- (4) 就農支援資金の貸付相談に関する事。

第 30 節の 4 ふるさと定住センター

(設置)

第 180 条の 8 県内への定住促進を図るため、ふるさと定住センターを置く。

(名称及び位置)

第 180 条の 9 ふるさと定住センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県ふるさと定住センター	東牟婁郡古座川町

(所掌事務)

第 180 条の 10 ふるさと定住センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県内への定住のための就業生活体験研修に関する事。
- (2) 県内への定住のための農林業複合経営に関する事。

第 181 条の表中「那賀郡貴志川町」を「紀の川市」に改める。

第 183 条の表中「橋本市」を「橋本市 有田市 紀の川市 岩出市」に、「伊都郡」を「伊都郡 有田郡」に、「日高群」を「日高郡」に改める。

第 185 条第 1 項の表紀南家畜保健衛生所の項中「総務課 防疫課」を「総務防疫課」に改める。

第 3 章第 33 節から第 36 節までを次のように改める。

第 33 節 削除

第 186 条から第 188 条まで 削除

第 34 節 削除

第 189 条から第 191 条まで 削除

第 35 節 削除

第 192 条から第 194 条まで 削除

第 36 節 削除

第 195 条から第 198 条まで 削除

第 203 条中「大川港」を「大川港並びに和歌浦漁港」に改める。

第 205 条第 1 号中「港湾施設及び港湾施設用地」を「港湾施設、漁港施設（有田市における漁港施設を除く。）並びに港湾施設用地及び漁港施設用地（有田市における港湾施設用地を除く。）」に改め、同条第 2 号中「港湾施設」を「港湾施設、漁港施設（有田市における漁港施設を除く。）」に改め、同条に次の 7 号を加える。

- (9) 漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関する事。
- (10) 土地水面等の使用許可及び土石、砂利等の払下げに関する事。
- (11) 県が施行する漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査、測量、設計及び施行に関する事。
- (12) 県が施行する漁港工事（知事が別に定めるものに限る。）の検査に関する事。
- (13) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する漁港工事（知事が別に定めるものに限る。）について必要に応じて行う現地調査に関する事。
- (14) 漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の執行に伴う関係法令等に基づく出願、申請、届出等に関する事。
- (15) 出願に係る漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査及び監督に関する事。

第 210 条の表和歌山県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

和歌山県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 37 条第 2 項の規定による本県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該事項に	危機管理室
-------------	--	-------

関する知事への意見陳述に関する事務

第 2 1 0 条の表中

和歌山県障害者施策推進協議会	障害者基本法第24条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務
----------------	--

障害福祉課

を

和歌山県障害者施策推進協議会	障害者基本法第24条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務
和歌山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関する事務
和歌山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院患者の定期病状報告、医療保護入院届及び退院等の請求に関する事項の審査に関する事務
和歌山県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第98条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に関する審査請求の審議に関する事務

障害福祉課

に改め、同表和歌山県国民健康保険審査会の項中「国民健康保険課」を

結核の診査に関する協議会	結核予防法第48条第1項の規令及び入所命令並びに結核
--------------	----------------------------

「健康づくり推進課」に改め、同表中

	関する必要な事項の審議に
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の する法律第20条第1項の規定 第4項の規定による入院の期 要な事項の審議に関する事
和歌山県精神保健 福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉 の規定による精神保健及び精 する事項の調査審議に関する
和歌山県精神医療 審査会	精神保健及び精神障害者福祉 の規定による入院患者の定期 入院届及び退院等の請求に関 する事務

定による従業禁止命 患者の医療費の申請に 関する事務	健康対策課
患者に対する医療に関 による勧告及び同条 間の延長に関する必 務	
に関する法律第9条 神障害者の福祉に関 事務	
に関する法律第12条 病状報告、医療保護 する事項の審査に関	

「

結核の診査に関す る協議会	結核予防法第48条第1項 令及び入所命令並びに 関する必要な事項の審
感染症の診査に関 する協議会	感染症の予防及び感染 する法律第20条第1項 第4項の規定による入 要な事項の審議に関す

を

の規定による従業禁止命 結核患者の医療費の申請に 議に関する事務	健康対策課
症の患者に対する医療に関 の規定による勧告及び同条 院の期間の延長に関する必 る事務	

に、

和歌山県農業共済 保険審査会	農業災害補償法第131 定による農業共済組合 保険に関するその審査 防及び防止に関する事 の適正化に関する事項 る事務
和歌山県卸売市場 審議会	卸売市場法第71条の規 県における卸売市場の する事項その他卸売市 審議に関する事務
改良普及員資格試 験審査委員	改良普及員資格試験条 試験に関する事務

条及び第143条の2第2項の規 連合会の組合員の提起する 並びに農業災害の発生、予 項、共済掛金及び保険料等 等に関する調査審議に関す	経営支援課
定により知事の諮問に応じ 整備を図るための計画に関 場に関する重要事項の調査	果樹園芸課
例による改良普及員の資格	就農促進課

を

和歌山県卸売市場 審議会	卸売市場法第71条の規 県における卸売市場の する事項その他卸売市 審議に関する事務
和歌山県農業共済 保険審査会	農業災害補償法第131条 定による農業共済組合 保険に関するその審査 防及び防止に関する事 の適正化に関する事項 る事務

定により知事の諮問に応じ 整備を図るための計画に関 場に関する重要事項の調査	果樹園芸課
及び第143条の2第2項の規 連合会の組合員の提起する 並びに農業災害の発生、予 項、共済掛金及び保険料等 等に関する調査審議に関す	経営支援課

に改める。

第211条第2項の表総務部の部の次に次のように加える。

福祉保健部	技監	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
-------	----	-------------------------

第211条第2項の表局、課及び室の部政策審議員の項の次に次のように加える。

改革推進員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
考査員	上司の命を受け、特に指定された考査等に関する事務に従事する。

第211条第2項の表福祉保健総務課の部検査員の項の次に次のように加える。

総括検査員 検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。
--------------	---------------------------------------

第211条第2項の表福祉保健総務課の部の次に次のように加える。

子ども未来課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。
長寿社会推進課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。

第 2 1 1 条第 2 項の表農林水産総務課の部職の欄中「検査員」を「総括検査員検査員」に改め、同表技術調査課の部職の欄中「技術調査課」を「公共建築課
企画保全室」に改める。

第 2 1 2 条第 1 項中「、医科大学及び看護短大」を削り、同条第 2 項の表東京事務所の部を次のように改める。

東京事務所	企業誘致統括監	上司の命を受け、企業誘致に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	課長	上司の命を受け、当該所属機関の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第 2 1 2 条第 2 項の表農業大学校の部の次に次のように加える。

就農支援センター	所長代理	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
----------	------	---------------------------------------

第 2 1 2 条第 2 項の表農林水産総合技術センターの部中「、畜産試験場養鶏研究所及び水産試験場増養殖研究所」を「及び畜産試験場養鶏研究所」に改める。

第 2 1 3 条第 1 項の表振興局の部の次に次のように加える。

室	室長	上司の命を受け、総務室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副室長	上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、当該職務を代理する。

第 2 1 3 条第 2 項の表県民行政部の部中「県民行政部」を「総務室」に改め、同部合併推進員の項を削り、同表東牟婁振興局県民行政部の部中「東牟婁振興局県民行政部」を「東牟婁振興局総務室」に、「当該振興局県民行政部総務課」を「当該振興局総務室」に改め、同表農林水産振興部の部を次のように改める。

産業振興部	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
-------	----	-------------------------

第 2 1 4 条及び第 2 1 5 条を次のように改める。

第 2 1 4 条 削除

第 2 1 5 条 削除

第 2 1 8 条を次のように改める。

(職の任命)

第 2 1 8 条 第 2 1 1 条から第 2 1 3 条まで及び第 2 1 6 条の規定に定める職は、吏員である職員のうちから、知事が命ずる。

2 前条の規定に定める職は、吏員以外の職員のうちから、知事が命ずる。

第 2 1 9 条第 1 項の表中「高野口保健所長」を「橋本保健所長」に、「高野口保健次

長」を「橋本保健所次長」に改め、同表有功ヶ丘学園知的障害児部長の項を削り、同条第 3 項の表中「高野口保健所」を「橋本保健所」に改め、同条第 5 項及び第 6 項を削る。

第 2 2 1 条を次のように改める。

第 2 2 1 条 削除

別表第 1 の表出納室那賀分室の項中「那賀郡」を「岩出市及び紀の川市」に改める。

別表第 2 から別表第 9 までを次のように改める。

別表第 2 (第 3 3 条、第 2 2 0 条関係)

振興局総務室のグループ

区 分	係 名
海草振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
那賀振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
伊都振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
有田振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
日高振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
西牟婁振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
東牟婁振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ

別表第 3 (第 3 4 条関係)

振興局総務室所管のかい及びその内部組織

区 分	所 管 の かい 及 び そ の 内 部 組 織
那賀振興局総務室	紀の川市及び岩出市に所在するかい(農林水産総合技術センターにあっては他の振興局総務室が所管する内部組織を除く。ただし、水産試験場内水面試験地を含む。)
伊都振興局総務室	橋本市及び伊都郡に所在する各かい
有田振興局総務室	有田市及び有田郡に所在する各かい並びに農林水産総合技術センター果樹試験場
日高振興局総務室	御坊市及び日高郡(みなべ町を除く。)に所在する各かい並びに農林水産総合技術センター暖地園芸センター及び農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所
西牟婁振興局総務室	田辺市、みなべ町並びに西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する各かい(紀南県税事務所新宮出張所を除く。)並びに農林水産総合技術センター林業試験場及び農林水産総合技術センター水産試験場増養殖研究所
東牟婁振興局総務室	新宮市及び東牟婁郡(古座川町及び串本町を除く。)に所在する各かい(紀南県税事務所新宮出張所を含む。)

別表第 4 削除

別表第 5 (第 4 3 条、第 4 9 条関係)

振興局健康福祉部のグループ

区 分	支 所 及 び 課 名	グ ル ー プ 名
海草振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
那賀振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
伊都振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ

	衛生環境課	衛生環境グループ	
有田振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務グループ 保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
日高振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
西牟婁振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生グループ 環境グループ	
東牟婁振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
東牟婁振興局健康福祉部	東牟婁振興局健康福祉部 本支所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
		保健福祉課	保健福祉グループ
		衛生環境課	衛生環境グループ

別表第 6 (第 50 条関係)
振興局産業振興部のグループ

区 分	課 名	グ ル ー プ 名
海草振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
那賀振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
伊都振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
有田振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地第一グループ 産地第二グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
日高振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地第一グループ 産地第二グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備第一グループ 整備第二グループ
西牟婁振興 局産業振興 部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地第一グループ 産地第二グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
東牟婁振興 局産業振興 部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ 農地グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ

別表第 7 (第 55 条、第 69 条、第 73 条関係)
振興局建設部のグループ及び担当

区 分	事務所名及び課名		グループ及び担当名
海草振興局 建設部	総務課		総務グループ
	事業調整課		事業調整グループ
	管理課		道路管理グループ 河川管理グループ
	用地課		用地グループ
	道路整備課		整備グループ 機動担当
	工務課		道路グループ 治水グループ
	街路公園課		街路公園グループ
	海南工事事務所	総務管理課	
用地課			用地グループ
高速用地課			高速用地グループ
工務課			道路グループ 治水グループ
那賀振興局 建設部	総務管理課		総務グループ 管理グループ
	事業調整課		事業調整グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	工務課		道路グループ 機動担当 治水グループ
	農林道課		農林道グループ
	紀の川流域下水道事務所		管路グループ 浄化センターグループ
伊都振興局 建設部	総務管理課		総務グループ 管理グループ
	事業調整課		事業調整グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	工務課		道路グループ 機動担当 治水グループ
	農林道課		農林道グループ
	国道橋本建設事務所		用地グループ 建設グループ
有田振興局 建設部	総務管理課		総務グループ 管理グループ
	事業調整課		事業調整グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	道路課		道路グループ 機動担当
	農林道課		農林道グループ
	河港課		治水グループ 港湾・漁港グループ
	二川ダム管理事務所	管理課	管理グループ
日高振興局 建設部	総務管理課		総務グループ 管理グループ
	事業調整課		事業調整グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	道路整備課		整備グループ 機動担当
	道路課		道路グループ 農林道グループ
	河港課		治水グループ 港湾・漁港グループ
	切目川ダム建設事務所		工務グループ 用地グループ
	椿山ダム管理事務所	管理課	管理グループ
西牟婁振興 局建設部	総務管理課		総務グループ 管理グループ
	事業調整課		事業調整グループ
	用地課		用地グループ
	建築課		建築グループ 営繕グループ
	道路整備課		整備グループ 機動担当
	道路課		道路グループ

	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ
	近畿自動車道紀南高速 事務所	用地課
東牟婁振興 局串本建設 部	総務管理課	総務グループ 管理グループ 用地グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	道路課	道路グループ 機動担当 農林道グループ
	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ
	七川ダム管理 事務所	管理課 管理グループ
東牟婁振興 局新宮建設 部	総務管理課	総務グループ 管理グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	用地課	用地グループ
	道路課	道路グループ 機動担当
	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ

別表第 8 (第 79 条の 3、第 79 条の 9 関係)
県税事務所のグループ

区 分	課 名	グ ル ー プ 名
和歌山県税事務所	総務課	総務管理グループ
	事業税課	法人グループ 個人グループ
	自動車税・間税 課	自動車・間税グループ 軽油調査グループ
	不動産取得税課	不動産第一グループ 不動産第二グループ
	納税課	特別整理グループ 滞納整理第一グループ 滞納整理第二グループ
紀北県税事務所	納税課	管理収納グループ
	課税課	課税グループ
紀中県税事務所	納税課	管理収納グループ
	課税課	課税グループ
紀南県税事務所	納税課	管理収納グループ
	課税課	課税グループ

別表第 9 (第 111 条関係)
保健所のグループ

区 分	支所及び課名	グ ル ー プ 名
岩出保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
橋本保健所	総務健康安全課	総務グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
海南保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
湯浅保健所	総務健康安全課	総務グループ 保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
御坊保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
田辺保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ
	衛生環境課	衛生グループ 環境グループ
新宮保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
新宮保健所	新宮保健所串本支所	総務健康安全課
		保健福祉課
		衛生環境課

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

和歌山県告示第516号

職員の駐在に関する告示（平成15年和歌山県告示第443号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から実施する。

3 振興局建設部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野駐在	海草郡紀美野町	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
西牟婁振興局建設部	日高郡龍神村安井65の19	龍神駐在	日高郡龍神村	
	東牟婁郡本宮町本宮254の4	本宮駐在	東牟婁郡本宮町	

(2) 道路整備員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町	
有田振興局建設部	有田郡有田川町東大谷845の3	有田川詰所	有田郡有田川町の一部	
日高振興局建設部	田辺市龍神村安井65の19	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村安井65の19	龍神詰所	田辺市の一部	
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	新宮市の一部 北山村	
東牟婁振興局串本建設部	西牟婁郡すさみ町周参見4075	すさみ詰所	西牟婁郡すさみ町 東牟婁郡古座川町の一部	

第5項の表を次のように改める。

所属機関	駐在場所	名称	担当事務
農作物病害虫防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病害虫防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	

第6項の表農林水産総合技術センター林業試験場の項駐在場所の欄中「西牟婁郡」を「田辺市」に改め、同項名称の欄中「中辺路試験地」を「田辺試験地」に改め、同表農林水産総合技術センター水産試験場の項駐在場所の欄中「那賀郡」を「紀の川市」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第31号

庁内一般
各地方機関

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県内部組織規則の一部を改正する訓令
和歌山県内部組織規程（平成8年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「福祉保健部社会福祉局子育て推進課」を「福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課」に改め、同条第2項中「子育て推進課」を「子ども未来課」に改め、同条を第4条とする。

第7条を第5条とする。

第8条第1項中「農林水産部農業政策局農林水産総務課」を「農林水産部農林水産政策局農林水産総務課」に改め、同条第2項中「第20号」を「第15号」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。